

分担金・拠出金の名称		経済協力開発機構金融活動作業部会 (FATF) 分担金	拠出金等の種別	平成29年度 予算額 (当初予算)	8,867千円	総合評価
拠出先の国際機関等の 名称		経済協力開発機構金融活動作業部会 (FATF)	分担金			B
国際機関等の概要及び 成果目標		(1) 当該機関の設立経緯等・目的 1989年7月のアルシュ・サミット経済宣言を受け、同年9月「銀行と金融機関が資金の洗浄(マネーロンダリング)のために利用されることを防止」するための検討を行う目的でFATF(金融活動作業部会)が発足。その後、役割が拡大され、現在では、マネーロンダリング対策、テロ資金供与対策、大量破壊兵器の拡散に対する金融対策等の国際的な取組の促進を担っているほか、G20の要請を受け、腐敗対策に資する活動にも取り組んでいる。現在のメンバーは、OECD加盟国を中心とした35か国・地域、2機関。 (2) 拠出に当たっての成果目標 マネーロンダリング・テロ資金供与対策に係る国際協力を推進し、国際金融リスクの軽減を図る。				
分類	評価基準	実績・成果等				
I 当該 機関 等の 活動・ 組織 について	1 当該機関等の 専門分野にお ける活動の成果・影 響力	・FATFは、マネーロンダリング及びテロ資金供与対策について、各国がとるべき措置(マネーロンダリング及びテロ資金供与行為の犯罪化、国連安保理決議に基づくテロリストや大量破壊兵器の拡散に関わる団体・個人等の資産凍結措置の履行等)を勧告(FATF勧告)。FATF勧告は、マネーロンダリング・テロ資金対策の事実上の国際基準として、国際社会において広く定着。年3回行われる会合では、FATF勧告の遵守が不十分な国・地域に対し、是正措置を求めるための取組を実施しており、FATF勧告の遵守が不十分な国・地域を特定したFATF問題国リストをFATFのホームページで公表している。同リストは、各国金融機関が国際取引を実施する際の重要な指標として活用されている。また、FATFは、勧告の履行状況について加盟国同士で審査を行っており、審査結果が悪い国や改善が遅い国に対しては、FATFから担当大臣に早期対応を促す書簡の発出、ハイレベル使節団の派遣、マネーロンダリング・テロ資金供与対策におけるハイリスク国として国名を公表、メンバーシップの一時停止又は剥奪等の措置を段階的に講じている。 ・大量破壊兵器の拡散に対する金融対策に関し、FATFは、政策策定作業部会において、2016年に採択された北朝鮮による核実験及び弾道ミサイル発射に関する国連安保理決議第2270号及び第2321号に基づき、勧告7(大量破壊兵器に関する拡散金融)の解釈ノート及びガイダンスノートの改訂作業を行っている。 ・マネーロンダリング・テロ資金対策の技術支援の実施機関であるUNODC(国連薬物犯罪事務所)、IMF(国際通貨基金)及び世界銀行は、FATF勧告を念頭に各種プロジェクトを策定・実施。年3回開催されるFATF会合に出席し、技術支援の実施状況等について情報共有する等、FATFと緊密に連携している。 ・2016年FATF6月会合において、我が国は、国連安保理決議第2270号の採択に言及の上、北朝鮮のFATF声明に大量破壊兵器の拡散金融に関する文言を盛り込む旨提案した。これに対し、多数の国から支持が得られ、我が国より提出したドラフト案に基づき改訂されたFATF声明(注:マネーロンダリング・テロ資金対策上の問題国リストを指す)が全体会合で承認され、FATFホームページで公表された。 ・2017年FATF2月会合において、FATF勧告の速やかかつ効果的な実施には、FATFの組織基盤、ガバナンス及び能力強化が不可欠であるという観点から、我が国は、ステアリング・グループの透明性の向上やメンバーの増員等を含む改革を提案。透明性の向上については、多くの国から賛同を得られたが、メンバーの増員については意見が分かれ、支持を得ることはできなかった。				
	2 当該機関等の 組織・財政マネ ジメント	・経済協力開発機構(OECD)の会計規則に則り、会計報告は、毎年外部監査(注:入札によりOECD理事会が任命)が行われており、2016年の最終会計報告は、本年4月にFATF加盟国に公表されている。また、執行済み予算、財政状況、翌年以降の予算の見通しについては、毎年6月のFATF会合において加盟国に説明が行われている。 ・分担金以外の収入ペースとして、2014年6月にFATFに新規加盟する国に対する新規加盟費(accession fee)を導入した。 ・外部監査の監査結果については、関連部署が必要な改善措置を採っている。 ・FATF予算を決定する毎年10月に行われる会合において、我が国は、分担金増加に反対しつつ、必要に応じて活動の優先順位付けや分担金以外の収入ベースの模索等の改善策を提言している。その結果、FATFの新規加盟国に対する「加盟費」が2015年1月に新たに導入された。なお、オブザーバー国に対する「オブザーバー費」も導入されたが、オブザーバーからの脱退を表明する機関が相次いだため、義務的な支払いから任意の支払いへと変更された。				

Ⅱ 当該機関等と日本との関係について	3 日本の外交課題遂行における当該機関等の有用性	・テロの脅威が世界的に拡大している今日、テロリストの活動を根源から封じるマネーロンダリング・テロ資金対策の重要性が増しており、FATFの更なる活動が期待されている。G7の一員としてFATF創設のメンバーたる我が国は、FATFを通じた一層の国際貢献が求められている。また、伊勢志摩サミットで公表されたテロ及び暴力的過激主義に対するG7行動計画には、G7財務大臣・中央銀行総裁会議で策定された「テロ資金対策に関するG7行動計画」が含まれていることから、FATFへの分担金が減額された場合、我が国の重要外交課題であるマネーロンダリング・テロ資金供与対策に係る国際協力の推進、国際金融リスクの軽減に重大な支障が生じかねない。 ・組織犯罪集団やテロリストは、常に資金流入の抜け道を探っており、マネーロンダリング・テロ資金対策が不十分な国を経由して犯罪収益やテロ資金を移転させることから、マネーロンダリング・テロ資金対策の実現には、厳密な国際基準のもと、世界各国が足並みを揃えて取り組み、また、取組が不十分な国を特定し、抜け穴となり得る国・地域をなくす必要がある。このような取組を我が国の二国間支援又は我が国だけで実施することは不可能であり、FATFはマネーロンダリング・テロ資金対策の遂行に不可欠な国際枠組みとなっている。 ・我が国は、年に3回(10月、2月、6月)に開催されるFATF会合において、警察庁、金融庁、法務省、外務省、財務省が出席し、それぞれが担当する作業部会において我が国としての意見を表明し、適切に反映されている。 ・FATF加盟国として、FATF勧告を遵守することは、我が国のマネーロンダリング・テロ資金対策は国際基準を満たしており、各国の金融機関が邦銀と安全に取引出来る環境が整っていることを対外的に示すことになるため、我が国の金融機関にとってFATFへの加盟はメリットが大きい。また、近年拡大するテロの脅威から、国民生活の安全及び国際金融システムを守るという観点からも意義が大きい。
	4 当該機関等における日本人職員・ポストの状況等	・2017年6月時点での専門職以上の日本人職員は1名であり、専門職以上の全職員数に占める割合は3.33%である。なお、幹部クラスの日本人職員はいない。前年同期からほぼ同数で推移している。
	5 日本の拠出金等の執行管理におけるPDCAサイクルの確保	以下のとおり、PDCAサイクルが確保されている。 PLAN: FATF事務局から予算案が示され、我が国の関連政策に照らし合わせ、分担金に関する予算要求。 DO: 分担金の支払い。事業の実施。加盟国による事業の進捗等のモニタリング。 CHECK: 年3回のFATF会合の機会を通じた定期的なFATFの活動・予算執行状況等の確認、評価。 ACT: 評価結果を踏まえ、FATF予算を決定する毎年10月に行われる会合等において、必要に応じて予算執行等の改善策を提言(我が国としては、分担金の増加に反対している。)
担当課室名		国際安全・治安対策協力室